

健生発 1124 第 15 号
令和 5 年 11 月 24 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

臓器提供者（ドナー）適応基準の一部改正について

臓器提供者（ドナー）の適応の判断につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、基準通知の別添 1（各臓器の臓器提供者（ドナー）適応基準）を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、令和 5 年 12 月 1 日から適用することとし、別添のとおり公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知につきまして御配慮願います。